

令和 7 年度の国民健康保険事業費納付金の算定に用いた係数等について

令和 7 年 2 月 1 0 日

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）等の規定により市町村から徴収する令和 7 年度の国民健康保険事業費納付金の算定に用いる医療費指数反映係数等について、以下のとおり定めました。

係数・指数	知事が定める係数等	根拠規定（注 1）
医療費指数反映係数（ α ）	0.5	政令第 9 条第 3 項 条例第 11 条
一般納付金所得係数（ β ）	0.7027389310731	政令附則第 4 条の規定により読み替えられた政令第 9 条第 5 項 条例第 13 条第 1 項
一般納付金基礎額調整係数（ γ ）	0.9288685459281	政令第 9 条第 8 項 省令第 10 条第 1 項第 1 号
一般納付金被保険者均等割指数	0.7	政令第 9 条第 9 項 条例第 16 条第 1 項
後期高齢者支援金等納付金所得係数（ β ）	0.7071838970804	政令附則第 4 条の規定により読み替えられた政令第 10 条第 3 項 条例第 17 条第 1 項
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数（ γ ）	0.999999986692	政令第 10 条第 6 項 省令第 16 条第 1 項第 1 号
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7	政令第 10 条第 7 項 条例第 20 条第 1 項
介護納付金所得係数（ β ）	0.7179010191548	政令第 11 条第 3 項 条例第 21 条第 1 項
介護納付金基礎額調整係数（ γ ）	0.9999999356	政令第 11 条第 6 項 省令第 25 条第 1 項第 1 号
介護納付金被保険者均等割指数	0.7	政令第 11 条第 7 項 条例第 24 条第 1 項

注 1 「政令」： 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）

「省令」： 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成 29 年厚生労働省令第 111 号）

「条例」： 大分県国民健康保険条例（平成 29 年大分県条例第 38 号）

【用語の説明】

医療費指数反映係数（ α ）：各市町村の医療費水準をどの程度国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」）に反映させるかを調整する係数（ $0 \leq \alpha \leq 1$ ）

所得係数（ β ）：各市町村の所得水準をどの程度納付金に反映させるかを調整する係数。全国を 1 とした場合の各都道府県の所得水準を示す。

納付金基礎額調整係数（ γ ）：各市町村の納付金基礎額の総額を県の納付金が集めるべき総額に合わせる調整を行うための係数。

均等割指数：応能部分に占める均等割の割合。「均等割：平等割＝70：30」として算出する。